

独立行政法人国立美術館職員表彰規則

平成18年3月31日
国立美術館規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号。以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、職員の表彰に関する事項について定めることを目的とする。

(永年勤続による表彰)

第2条 就業規則第37条第1号に定める表彰は、次の各号の一に該当する者を対象として行うことができる。

- (1) 国立美術館に引き続き在職した期間（以下「勤続期間」という。）が20年を超え、かつ勤務成績の良好な者
- (2) 30年以上の勤続期間又は10年以上の国立美術館職員として在職した期間（官公庁及び国立美術館以外の独立行政法人、国立大学法人等に在職した期間を除く。）を有し、かつ勤務成績の良好な者で、就業規則第18条に定める定年により退職する者
- (3) 前号に準じ、次に掲げる退職等をする者
 - イ 就業規則第19条により退職する者
 - ロ 死亡した者
- (4) 退職の日において前2号に掲げる者と同等程度の勤続期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者

2 前項第1号の規定による表彰は、1人の職員について1回限りとする。

(理事長が必要と認める場合の表彰)

第3条 就業規則第37条第2号に定める表彰は、前条に該当しない場合であって理事長が必要と認めるときに行うことができる。

(表彰)

第4条 表彰は、理事長が、表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に定める日に行うものとする。

- (1) 第2条第1項第1号の表彰 勤労感謝の日
- (2) 第2条第1項第2号、第3号又は第4号の表彰 退職の日又は死亡した日
- (3) 第3条の表彰 理事長が定める日

(期間の計算)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数によるものとし、官公庁及び国立美術館以外の独立行政法人、国立大学法人等に職員として引続き在職した期間についても通算することができる。

2 前項の勤続期間に次の各号に掲げる期間がある場合には、その期間は除算する。

- (1) 休職の期間（業務上の負傷又は疾病による期間を除く。）
- (2) 懲戒処分により勤務しない期間

(雑則)

第7条 この規則で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前に、独立行政法人国立美術館永年勤続者表彰規程（平成13年4月2日制定）により受けた表彰は、この規則第2条に規定する者に対して行われた表彰とみなす。

附 則（平成22年3月25日 国立美術館規則第4号）

この規則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則（平成25年10月31日 国立美術館規則第13号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。